平成３０年（フ）第２２２号
神奈川県鎌倉市山崎2306番地１
債務者　山川　美保
１　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２号
静岡県藤枝市岡部町内谷48番地の２、旧住所
静岡県藤枝市岡部町内谷1191番地の２
債務者　椿原三枝子
１　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月20日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６１１号
静岡県牧之原市大江1568番地１
債務者　細野くるみ
１　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３３号
岡山市北区津島西坂２丁目７番20号、旧住所
東京都八王子市別所２丁目42番地５―801
債務者　佐々木啓子（旧姓天日）
１　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８３６号
東京都豊島区巣鴨５丁目25―５
債務者　中澤てい子
１　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８５５号
東京都新宿区新宿６丁目13―10―708
債務者　山室パンワロンこと　ヤマムロパンワロン
１　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８５７号
東京都江東区北砂５丁目20―10―707
債務者　鷲尾　　誠
１　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８５９号
東京都調布市多摩川３丁目51―12―101
債務者　守田　佳代
１　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８７８号
東京都練馬区三原台３丁目８―27―102
債務者　宮野　守明
１　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８８４号
東京都大田区新蒲田２丁目13―23
債務者　森山　謙一
１　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８８７号
東京都世田谷区八幡山３丁目２－４－102
債務者　戸崎　直美
１　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８８８号
東京都江戸川区松島３丁目29―11
債務者　矢波裕美子（旧姓高橋・小玉）
１　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８９１号
東京都荒川区町屋５丁目11―19―310
債務者　柳沢真里子
１　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９００号
東京都墨田区横川２丁目15―12―601
債務者　藤原　律雄
１　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９１１号
東京都葛飾区小菅１丁目31―11―202
債務者　鳴瀬　高史
１　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部